

第3回運用指針策定作業部会 議事録

日時 平成28年12月22日(木)

午前9時30分～午後3時

場所 議事堂 7階 第2委員会室

出席者

- ・部会員 14人 (氏名下波線は議事録署名委員)
横野昭(部会長)、上野蛍、舎川智也、江西照康、金井毅俊、吉田修、大島満
成田光雄、松尾茂、尾上一彦、村石篤、南俊正、鋪田博紀、高田重信
- ・事務局 4人
後藤次長、横山庶務課長、齋田主任、谷囑託職員
- ・傍聴人 4人
議員3人、一般1人
- ・報道関係 17人

議論の概要

次の事項について、各会派の考え方が示され、さまざまな議論が交わされた。

- (1) 市政報告会として認める開催条件について
- (2) 市政報告会での支出を認める経費について
- (3) 旅費支給基準について
- (4) 他団体主催会議等の会費、会議出席負担金について
- (5) 市政報告会資料、広報誌等の印刷代、配布代について
- (6) 切手代、通信料等について
- (7) 書籍、新聞購入費について
- (8) 人件費について

一致点も多く、部会としての方向性が出た項目もあったが、一致しない項目については、あり方検討会へは、多数意見とともに少数意見も報告してほしいとの意見が出された。

議事録

※発言内容を一部整理して掲載しています。・・・富山市議会事務局

横野部会長： ただいまから、政務活動費・運用指針策定作業部会を開会いたします。まず部会の傍聴についてお諮りいたします。本日、〇〇君から傍聴の申し込みがあります。これを許可することにご異議ございませんか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： 本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可します。報道機関の方に入ってもらってください。ここで報道関係の皆さんにあらかじめお願い申し上げます。本日は多くの報道機関の方がお見えになっておられますので、取材スペースが非常に狭くなっておりまして、ご覧のように会場も狭くなっておりまして委員の席に近づくなど、行き過ぎた行為は円滑な部会の妨げになりますので、節度を持った取材をお願いいたします。あり方検討会でも申し上げましたが、委員の後ろにまわって撮影をするようなことはお控えをいただきたいと思っております。それでは、本日の議事録の署名委員に金井委員、南委員を指名いたします。これより協議事項に入ります。本日は、引き続き、お配りしてある「各会派からの改善提案」の資料に従って進めたいと思います。まずは、前回、各派で持ち帰って調整いただきましたが、「市政報告会」として、政務活動費の充当を認める場合の条件、「併催を禁止する」としましたが、具体的には、開催場所や開催時間等（同一日・同一会場/同一日・別室/別会場で別開催等）いろいろそれぞれあると思いますが、各会派の意見を聴取したいと思っております。また、案内先（地域、職域、団体等の範囲等）について、皆さん方の判断もお伺いしたいと思っております。それから、充当範囲（会場費、茶菓子代、看板代等）についても、各会派からご意見をお伺いしてよろしいでしょうか。

参加委員： はい。

鋪田委員： 自民党のほうは、同一会場で行われる報告会については、懇親会がメインとなる可能性が非常に高いので、認めないという方向でよいと思います。市政報告会を単独で開くものについてのみ、認めていくという方向で考えています。呼びかけの範囲ですが、会派全体でやるケースと議員個人でやるケースなど、それぞれ活動している範囲の人達で、全市に呼びかけないと認めないということではなく、その範囲でよいのではと思います。充当できる対象としては、会場費のみで、看板代は認めないことで考えています。お茶については、喉をうるおす程度で、ミネラルウォーターなら認めると書きました。が、これは政務活動とは関係のないものなので、認めなくてもいいのかなと思っております。これは、皆さんと協議していきたいと思っております。

村石委員： 社民のほうから、市政報告会の場合は、単独開催ということで、後援会の懇談会とは同時に行わないということが必要だと思います。呼びかけについては、不特定多数を含むということで、その範囲については明確に作ることは難しいので、不特定多数の人に呼びかけることと、各種団体について呼び

かけてもよいと思います。会場費は、市政報告会を単独で行うわけですから、当然使ってもよいと、ただし社会的通念上、妥当な範囲で会場費を考えればよいと思います。私は、呉羽会館という安い所を使っています。近くに安い所があれば、そういうところを使うというのがあります。看板については、基本的には有ったほうがよいと思います。看板を背中に議員が報告をしているというのは、あったほうがよいと思います。やはり、看板の種類によっては高額になるので、使うことができるけど、模造紙に書いて、安いもので工夫して作ればと思います。会場に入る前に、「今日の日程」が書いてありますので、それを写真に撮っておくということもできます。湯茶については、基本的にはお茶や水については出してもよいと思います。これは、公聴費とも関係がありますが、社民党の控え室に、市民の人がいろいろ相談に来られます。その時に、お茶を出しています。公聴費ということで出しています。市政報告会に来られる人もいるし、夏場だったら脱水予防にもなるわけですから、水分を出すということで、金額的にも150円ぐらい、社会的通念上妥当な湯茶を出してもよいと思います。以上です。

松尾委員： 公明党会派といたしまして、主張は変わっていないのですが、市政報告会そのものとして、政党活動、後援会活動、個人の信条を訴える場ということで、非常にあいまいだということに変わりはないと思っています。按分という話もありましたが、材料それ自体を見つけることができないということで、今回、第三者機関についてあり方検討会で話し合われています。第三者機関が判断する基準が明確でないというのがあって、市政報告会は支出するべきではないという結論になりました。例えば、広報誌とかであれば、それを見れば、ここは政党の主張ですねとか、ここは個人的な主張ですねと、按分の基準の材料があるのですが、市政報告会にはそういうものがないので、支出するべきではないと結論しました。茶菓子代の議論がされていますが、一切認めないということで考えております。市民の皆様が十分理解されているという判断をさせていただきました。以上です。

大島委員： フォーラム58です。市政報告会の単独開催につきましては、会場費、案内の郵送料等は認めてもいいのではないかと思います。茶菓子代については、村石委員のお話はよくわかりますが、それが不正の最も大きな手口だったことを考えれば、皆さん方には我慢をしていただくか、防御としてそれぞれ持参をしていただくかというのがしかるべきだと思います。按分とか150円とか、なかなか難しいので、全て廃止をしていただきたいと思います。そもそも平成25年に、政務調査費から政務活動費になったときも、衆議院の総務委員会で総務大臣が、政務活動をどのように区別するのか書いておられまして、議会の議員としての活動に含まない政党活動、選挙活動、後援会活動、それが私人としての活動は、条例によっても認めることができないと答弁されています。政党とか市政報告会とかの区別がなかなかつかないということを考えますと、富山市の議会の信頼を回復するためには、少し厳しいですが、全て茶菓子代はだめとさせていただきます。以上です。

金井委員： 日本維新の会です。私もほとんど大島委員と同じ意見であります。税金を使うという立場から言えば、茶菓子代は不正の温床となったという意味で、

一切廃止とするべきだと思います。議会の中で、あるいは議員の中で決められなければ、絶対に市民の理解は得られないということで、厳しい姿勢でいくべきだと思います。ただちょっと違うのは、市政報告会と懇親会と一緒にやっても良いと思います。議員が、ここまでは市政報告会ですと、ここから懇親会をやりますと時間宣言すれば済む話であって、同じ会場でやるのが全て悪いとは言いません。私はそういう意見であります。以上です。

横野部会長： ちょっと確認します。今の発言の中で、会場費の支出は認めないということですか。

金井委員： 会場費は、単独の市政報告会としては認めます。懇親会と併催した場合は認めないということです。懇親会とは、議員として大事な場なんですよ。なかなか難しい問題ですから、政務活動費とは認めないとはっきりすればいいと思います。

上野委員： 会派光のほうも、茶菓子代に関しましては、ペットボトル程度とっておりましたが、どこまでできるのかという問題もありますので、廃止の方向で考えております。会場費に関しましては、懇談会、懇親会ではないものに関して支出は認められるとし、看板に関しましては、基本的には過剰ではないかと思っておりますので、看板の支出については廃止と考えております。プロジェクターとかの機材借り上げ費については、会場費同様に支出を認めるという形ではよろしいのではと思います。資料をお配りする範囲も、紙としてお渡しするのか、プロジェクターで写せばよりわかり易いのか、会場の広さによって違うと思いますので、支出を認めるということではいいと思います。会派が主催する市政報告会ですが、会派が行う政務活動に関してという前提を考えれば、条例を変えた上で考えていかなければならない問題でないかと思っております。会派および議員と、明記されていない現状において、議員個人が主催するものに支出するのはいかがなものかと思っております。条例を含めた上で検討していきたいと思っております。以上です。

江西委員： 新風会です。会場費については、懇親会を伴うものについては認めないということで考えています。認めなければ、来られる人に飲食の提供はないわけですから、利益はないわけですから、対象とするメンバーについても規定する必要はないのではと考えます。看板については、飲食を伴うときに華やかさを添えるための看板であれば問題ですが、そういうことはないわけですから、目で見てわかり易い看板があっても良いのではと思います。来られる人に、看板があっても何の利益もないわけですから。湯茶等については、皆さん大変厳しい意見を言われるんですけども、今回の問題は、湯茶の名目を使って不正が行われただけで、実際に450円のケーキと150円のペットボトルを出して、500円を超えていた場合に500円で誤魔化したとか、そんなことが発生しているわけではありません。1人にペットボトルを3本渡したとか、そんな小さなことが問題になっているわけではありません。それを置き換えるための材料に使われたことが一番の問題であると思っています。私達がいろんな集まりに行くと、暑ければ冷たいお茶を出すでしょうし、寒ければ暖かいお茶を出すのが社会通念として当たり前ではないかと思いません。お茶菓子も、それを食べに目当てに来られるということはないと思いま

すので、それほど大きな反動で考える必要はないのではないかと思います。上野委員も言われましたが、政務活動費というのは、会派向けに出されているというところが根本だと思います。以上です。

吉田委員： 共産党でございます。市政報告会についてですが、鋪田委員が言われたように、従来は懇親会がメインという色彩が非常に強いので、同一日、同一時刻、同一会場の場合は認めない、少なくとも別会場へ移してやる場合はいいんじゃないかと思います。案内状が実際、市政報告会と書いてあるがそれは配られていない、後援会や懇親会が総会として配られています。実際、配られたものを添付するというのであれば、同一日でも別会場であれば、二部制になりますので、減免にすべきだと思います。対象については、不特定多数で誰でも参加できるというのが市政報告会で、懇親会は後援会会員とか支持者になります。市レベル、地域レベルでも基本的には不特定多数ということです。規模はエリアでもいいと思います。会派としてというのが前提になっていますが、前回の会議で、会派が認めて個人にさせるという場合が多いわけで、会派または議員というふうに、条例とか規則で前提問題をきちっと整理する必要があります。公明党が言われたように、どうしても個人の信条や主張が入るとするのは当たり前であって、それが全部認めないというのは、政治的な信条や信念を持って政務活動をやって、それを市民の皆さんに報告したり、意見を聞いたりすることで、改めたり発展したりするわけで、ここはあいまいと言われるけれども、認めざるを得ないのでと思います。信条なしに議員活動はできませんからね。会場費は当然別ですから、認めたらいいと思います。看板も、私どもの場合は、大型プリンタを持っていますから自前で作っています。せいぜい、1500円とか2000円ですので、認めてもいいのではと思います。お茶については、党として150円までと認めていいと思います。全体の合意が認めないということであれば、それはそれで良いと思います。うちは紙コップでペットボトルは配りませんから、全体合意を待ちたいと思います。取りあえず以上です。

尾上委員： 民政クラブでは、市政報告会につきましても、懇親会とセットでやっても、明確に市政報告会で使った経費を分けられるのであれば、支出は可能だと考えております。同一日、同一会場で、時間の区切りをつけられないような場所でやった場合は、それはだめだということと考えております。参加する人は、町内会でも狭い範囲でも結構ですので、不特定多数ということで、後援会だけに案内したのではない、町内全体にしましたというようなことが明確に分かるように案内すべきと思っております。看板につきましても、必要ないと思いますので、支出はだめと考えます。茶菓子につきましても、ペットボトル程度で、例えば地元の公民館でやれば、種類は問わないがペットボトルでと、ホテルでやった場合は、ペットボトルでもそれなりに高くなったりする場合もあるので、通常買ったなら150円かもしれませんが、上限を決めるのはどうかと思っております。そんなところですかね。

横野部会長： 皆様のご意見を聞いた中で、まとめるとなると、政務活動費は絶対に認めないという方もおられますし、他の方も政務活動の中身になかなか踏み込めないということもありますし、そのあたりの捉え方、考え方がいろいろあると思います。総合的に、懇親会を併催する場合は絶対にだめということで、

第1点その統一はよろしいでしょうか。市政報告会をやること自身がだめということ、公明党さんが言っておられますが、他の皆さんは議員としてやるべきだと言っておられます。公明党さん、どうでしょうか。

松尾委員： 政治信条が当たり前という意見もありましたが、当たり前なんですよ。政治活動、後援会活動は法的に認められていないです。市政報告会はどうしても、そうになってしまうので、支出を認めるべきではないと考えます。判断基準の材料すらもなく、按分もできないということで、私どもの会派の思いを言いました。そういう判断での結論ですので、ご理解いただけたらと思います。

横野部会長： 妥協点はなくて、そこでは完全な平行線ですね。

吉田委員： 主張や議員がこう思っているというのが入って、市民の皆さんの意見を聞くというのが市政報告会なわけで、何でもだめというのは、ちょっと違うような気がします。

松尾委員： 今、各地でいろいろやられていますが、各派の代表と市民の方を呼んで、市民フォーラムというか、そういった中で市政報告会をやるというやり方は、問題なく、いいやり方かなと自分たちは思っています。個人個人でやるのは、どうかと思っています。

江西委員： 仮に私が、大企業の社長だったら、大きな母体を持っていれば、自分の政務活動の機会が広がると思います。ですが、本来、政務活動ではない団体に行き話することができるのであればいいかもしれませんが、そうでなければ、政務活動報告をするということは、なるべく垣根を低くして行うべきだと思います。個人個人が政治家として活動をやっていく中で、政治のチャンスというものはなるべく小さくするべきではないと思います。

松尾委員： どんどんやるべきだと思います。

高田委員： 今、公明党さんのほうから言われたように使わない、また江西委員が言われたように使うべきところがあるかもしれない、と分かれています。ひとつ方向を取るとすれば、公明党さんがだめとして、他は良いで合意するとなれば、全員が賛成でないといけないとすると、この会議は進めないことになってしまいます。皆さん、どうですか。

村石委員： 基本的には、高田委員に賛成です。公明党さんは公明党さんの信条、主張でどんどんやって、それは自費でやるということはいいいんです。ただ、全ての会派に議員に、公明党さんの意見をその通り実践しなさいということは、政務活動費の主旨が活かされていないんですよ。要するに、広報費の中に、会派が行う活動、市政について住民に広報するために要する経費と明確に書いてあります。市民は、議員や会派が何をしているか分からない、だから開かれた議員になるためには、積極的に市政報告会を開催する、ただしその話す内容は議員自身が明確に、これは言っていないこと、悪いことと明確にした上で、政務報告会でお話をする、意見を聞くということになります。市政報

告会の中で、私は市長選挙については、誰々候補を応援していますと言うのは、これはだめなんですよ。あくまで、会派の市政報告に関することを話す、ただし結果としては政党の主張する政策と、自分が市に対して要望する政策が一緒なことがあるわけで、市民に対して一致しているこういう政策を進めたいというのはOKだと私は思っています。高田委員の意見でまとめていただきたいと思います。

高田委員： 先般のフロー図でいくと、事後承認が要りますが、こういうことをしゃべったというのが分かる書類というのは、私はアンケートを配って、市民の皆さんに書いてもらったりしています。会派としてチェックをして、第三者委員会へ報告すると最終チェックが入るわけですから、行き過ぎた政治活動だったり政党活動だったりほしくないのではないかという思いであります。

尾上委員： 私は無所属なので、政党の思いを市政報告会をしてもしゃべりようがないのですが、今、公明党さんが言われているのは、法で定められたことをちゃんと守らなければいけないということで、運用指針を作る中での案を言っておられるのだと思います。私は出すことに異論はないのですが、そこを守れるというところの担保が要ること、市政報告会をしたときに本当に市政報告会だったという担保を決めれば問題ないのではと思います。

鋪田委員： 会派なり議員が証明をするということですよ。まさしく法に、条例に基づいて、今まで出たようなものが含まれなかったことを証明しなければいけない、難しいことなんだろうなと思います。他の議会の指針を見たときに、個人で行っている場合、市政報告会に限らず、うちの議会の市政報告について言うと、議員個人は1/2に、私的な場合は1/4というのがありますし、他の議会も予め決めておくんだというところが多いわけです。100%認めていくとなれば、どうしてもとなれば、やむを得ず按分率を決めていくことですかね。いや、按分ではないですね。これは決めておくんだということですね。

横野部会長： 一回整理しますね。話の中で、市政報告会をやるのは自分達の使命であるということが前提にあると思います。公明党さんが、それに対して政務活動費を全て充てないという発言なんですね。他の会派の皆さんは、会場費はいくらだろうという話もあります。中には看板も若干いだろうという発言もあります。そのあたりで、全額認めるか、按分率でいくかということも、政務活動の中身を、政務活動である、政務活動でないとはっきりと厳格にする、政務活動でない、個人信条だとなったときに判断材料がつかないので、今の裁判例でいって会場費の1/2を認めるという方法もあるんじゃないかという理解なのですが、その考え方でよろしいでしょうか。会場費は全額でいいという意見と、そのあたりはどうでしょうか。

江西委員： 私は全額認めていくべきだと思います。内容で按分する、按分比があるということは自己負担になるということですね。政務活動を著しく阻害するものになるひとつになってくると思います。自己負担がどんどん増えてくるようなことがあれば、自分にとって大きなリターンがあるのか、もしくはその分を政党が払ってくれるのか、末路を詰めていったら結局は自分が負担して

いくという話になると思います。政務活動報告をやっていこうという信念、意識があるのであれば、やはり全額持つべきだと思います。話の内容が著しくこれはおかしいじゃないかということがあれば、そのとき考えるべきで、そうでなく違和感がない場合はあまり議論をするべきではないと思います。

吉田委員： 市政報告会の報告書を書いて、それが適正か第三者委員会が判断するのは、現実的にはちょっと難しいと思います。写真を付けるとかありますけども、1月に入ったら政務活動費は一切請求しません。おのずと選挙を意識した活動、つどいになるわけですから、じっくり腰を据えて地域の要求、要望を聞いてあげる、個人の按分とかそういうことではないのです。中身をいちいちA4の1枚で復命書を作るというのは、ちょっといき過ぎじゃないかと思います。

村石委員： 今、吉田委員が言われたように、1月以降は政務活動費を使わないというのは共産党のやり方であって、他の会派へ求めるということではないということですね。補足として。

大島委員： 運用指針の話の中で、会場での発言内容とかまで第三者機関が判断したり、我々が判断するということは、条例でさえ、裁判に持ち込まれたときに判断が分かれるところでございますので、絶対できないこと、やってはいけないことであります。出せる出せない、按分するとかいうところまで踏み込んだら、憲法違反にまで発展する恐れがあります。私も江西委員と同じで、会場費は単独の場合は出すというようにしなければ、運用ができないと思います。以上です。

成田委員： 高田委員が言われたように、市政報告会を開いて、事後報告書で結果を第三者機関で判断するということで、報告書の内容、時間で担保してもらうということでもいいと思います。

上野委員： 江西委員と同様に、会場費に関しましては全額でいいのではと思います。

横野部会長： 簡単にとりまとめします。併催は止めたほうが良い、看板とか飲物について、金額の大小は決めてありませんが、なるべく支出しないという方向性でよいのか、人数の確認までするのか、湯茶を提供する際に特定の数量の判断はできない、やっぱり湯茶は認めないほうがいいのではという考えであります。そのへんはどうでしょうか。

江西委員： 暑い中、湯茶が出てきたら違反になってしまいますね。費用負担として認められないわけですから、私達は自己負担で出すと接待したことになるわけですから、公明正大にだめだという意見を言うなら、後ろめたいものを提供したことになります。皆さん、そこまで本当に思いがあるのかどうか。

大島委員： それこそ公職選挙法で、500円程度までということで認められているわけですから、決して後ろめたいことはないと思います。期末手当をもらったら、1万本のペットボトルが買えるわけですよ。皆さん、持っていらっしゃるわけですから、支出されることについては何の問題もないという考えで

あります。

江西委員： 出すのをいやと言っているわけではないです。政務活動費として出せないと決めるのであれば、利益の提供的なものとして自分が出したということに繋がらないかと思うのです。

金井委員： 会場内であれば問題ないと思います。社会通念上、政務活動費がこんな使われ方をしているのかというのが問題なんです。議員個人の判断でやる裁量だと思います。妊婦さんがいるのか、クーラーが効いていないのかと踏み込むよりは、政務活動費の使われ方に軸足をもっていくべきなんだと思います。

鋪田委員： 数多くの事案があった上で、指摘もしているわけですが、間違っただけをしないことです。看板だとか湯茶に関して、直接それがなくても政務活動が成立するもの、会場費はなければ直接的に成立しないわけですよ。直接的に成立するものについては、積極的に使えばいいと考えます。直接的に成立しないものは、使わないようにすればいいと思います。パワーポイントをやる時は機材借り上げ費が必要で、認めていけばいいと思います。

江西委員： それ言ったら、パワーポイントは要らないし、私らだったらマイクも使わないです。いかに来た人に思いを伝えやすいか、いろいろな集まりをやったときに最初に、スキンシップを取ることであるわけじゃないですか。耳に入っていくやすい環境で、特別利益を提供するような問題ではないと思います。

鋪田委員： 利益提供というよりも、パワーポイントで見せる市政報告会、公聴会での資料提示の仕方ですが、市政報告会、公聴会に直接関連するものだと思っています。湯茶そのものは直接関係はしないですよ。政務活動は何かということを中心と考えていけば、おのずと答えが出てくるのではないかと思います。

江西委員： お金を使いたいと言っているわけではないのです。今回の問題は、悪いことをしたことに對して反動がこんなところまで来ているわけです。問題をすり替えていると思うんですよ。こんなことを議論して、清廉潔白を求めるのではなくて、もっと変なことを言っているわけですよ。例えば、鋪田委員のところを尋ねて、お茶も出てこなかったら、歓迎されているのかなと、社会通念上、お茶は普通にあることもあると思うんです。先ほどのパワーポイントも看板も、これは価値観の違いだろうと思います。若い人はパワーポイントを見て、そうかと思うかもしれませんが、年配の方は看板が前だったら、政務活動報告会に来たなと思いながら耳に入ってくると思われます。本来、やるべきことをしっかり前向きに、やることはやると、変なことはやらないと、原点に立ち返ることではないかと思うわけです。

吉田委員： 江西委員に賛成です。茶菓子代がほぼ全員、450円という事例もありましたが、500円で請求されている、これは500円以上出したということですね。上限500円なんて、市政報告会で社会通念上、考えられないと思うんです。社会通念上、ペットボトル1本は出し過ぎでもなんでもないと

います。合意できれば、上限を決めてやれば、市民の皆さんはおかしいとは思わないと思うんですが。

村石委員： 江西委員と吉田委員と同じことを言うのですが、私も何回か大きい単位の市政報告会をやりました。3桁集まるようなところ、そこは出していません。たくさん来るところに、150円であろうと出していません。自治公民館とか個人のお宅でやる時は、ペットボトルを出して、親しく報告するし、意見を聞いたりします。必ずしも湯茶を出すということではなくて、政務活動費の中で出してもいいよというのが、一般的な活用だと思います。自民党の皆さんが言うように、必ず出すというような運用は、私の場合していません。

鋪田委員： 我々は湯茶をゼロにしようという提案ではなくて、社会通念上、認められない湯茶を出していたことが誤りだったことから、コーヒーなどの嗜好品ははずしたほうがいいんじゃないかと書きました。誤解のないように言いますと、自民党全員が500円の湯茶を出したわけではありません。個々の判断でやっているわけです。あいまいになっているところがありますから、どこで線を引きましょうかというところを議論しているわけです。

大島委員： 湯茶については、当然出しても良いというのは私もよく分かっています。ある程度、基準で500円程度ということも分かっていますが、今、富山市民が、富山市議会が変わったと認めてもらうためには、共産党さんとか社民党さんのように、きちっとやっていらっしゃるところはいいんですが、そうじゃない方もいらっしゃるし、これからそうでない方も出てくるとすれば、ここでひとつ線を引いて、運用指針で出ないことに決めましたと、今回出すのは私らの自腹ですとか、党から出ますとか、そういうところまでしないと、決して、変わったと皆さんに認めてもらえないんじゃないかと思うわけです。これは小さいことかもしれませんが、この程度できなくて、他の改革ができるかと、私は強く言いたいです。

金井委員： 同じです。

江西委員： 自腹で出して、選挙法違反にならないか、おごったというふうに見なされないか。安いものなので、問題にならないかもしれませんが。

大島委員： 公職選挙法で、500円以内という基準があるわけですから、問題ないわけです。全国はそれで通るかもしれませんが、富山では通る雰囲気ではないということをお願いしたいのです。そのために、私達が出てきたと思っているのです。

松尾委員： 平行線になってしまうと思いますが、富山市議会の新人の方には申し訳ないですが、市議会としてそういった不正を出してしまった、市民を裏切ってしまった、残っている議員としても反省するべきところであり、市民に対するお詫び、とんでもないことをさせてしまった現実があるわけです。それをまず、根本にした上で、あり方検討会があって、画期的な改革といったものを市民に変わったと言われるように、決意を持って、あり方検討会というものが立ち上がったわけです。自分達の中で、しっかり腹に据えた上での議論

をしていくべきだろうなと思います。個人の主張になるかもしれませんが、そういう方向で考えていかなければならないと思います。

横野部会長： 皆さんのご意見を聞いた中で、飲物について、お菓子はやめますが、江西委員の言うように出してもよいとなると、150円×人数分で、人数の確認ができるかできないかで、また問題になっていくわけですから、ペットボトル何本分と決めていかないと結論が出ないということになります。今、ここでそれを決めるのか、全く出さないとするのか、会場費を含めてそのあたりははどうでしょうか。このままでは、時間がかかり過ぎてしまいます。

吉田委員： 150円以内で実費だと思います。実費ですから150円というのは有り得ないのですよ。100円のお茶だったら、108円なんですよ。108円で請求してもらったらいいんです。実費というところが大事です。

横野部会長： 実費108円というのはいいいんですが、人数の確認はできますか。

吉田委員： 50人ところ、2本余ったら48人で請求します。

村石委員： 社民党会派が行う市政報告会は、必ず、名前を書いてもらっています。それが証明になりますけど、個人情報ですから、そのまま載せるわけにはいきません。

江西委員： 素朴な疑問をさせてもらっていいですか。先ほど、社民党の部屋に来られる方のためにお茶を出していると、つまり買置きしてあるわけですよ。私も新風会は、何も無い部屋なんですけど、来られても何も無いという状況です。どういうふうに、買置きしておられるのか教えてください。

横野部会長： それは、事務費のところで行いたいと思いますが。会派の事務費ですから、湯茶の件とは違います。

村石委員： 公聴費で落としています。

大島委員： まじめにやっていらっしゃる会派に対しては、本当に失礼なのですが、今、私らが出た理由というのは、性善説に立って、物事を進めておったのですが、だめだったということが歴然と証明されたわけですよ。議員は悪いことをするものだと、皆さんが見ていなければ、そういうことを前提に立たないと、まじめな会派を対象にしてもだめなわけで、それが5年、10年続くように、誰がやってもできないようにするには、完全に廃止するしか、私は絶対ないと思います。悪い議員が、悪いことをしないようにするための運用指針と考えていただきたいと思います。以上です。

金井委員： 私も同様に強く言いたいのは、判断基準のあいまいなもの、個人差のあるものはありません。○か×しかないと思います。富山市議会においては×を選んだほうがよいと思います。一旦ゼロに戻して、3年、5年経ったときに、これは108円で認めてもよいだろうという議論が出てもいいだろうと思います。ここはゼロにしたほうが、市民にわかり易いと思います。

- 松尾委員： 今の発言ですが、市政報告会そのものについて言ってらっしゃるんですか。違うとすれば、あいまいだというのは、お茶のみのことですか。
- 金井委員： お菓子代で、饅頭なんかだと30、50売っている店はありません。お菓子は、袋に入ったものしかないと思います。湯茶は、一切、ないほうがよいと思います。
- 高田委員： 活発な意見が出ていますが、出す出さない含めて、まず、政務活動として、市政報告の支出を認めるのかということを決めて、その後細かいことを、多数決が良いかどうかわかりませんが、部会長の判断ですが、判断して決めていかないと平行線のまま、時間ばかりかかってしまいます。
- 上野委員： 高田委員に申し訳ないんですが、公聴費の部分で茶菓子代というものが出てきますよね。市政報告会に関して、お茶が出されるのが適切なのかどうかを判断しなければならないと思います。私どもは、市政報告会で、親しい話をするからと言ってお茶が必要なのかどうかということが、そもそも疑問なのです。個人のお宅へおじゃまするといのは、それはもう親しい間柄で、個人的な付き合いの話じゃないですか。市政報告会に関しては、お茶は廃止の方向でいいのではと考えます。熱中症の心配があるというのであれば、参加する人に注意を促すことが努めだと思えます。今は、市政報告会を行う上で、お茶が適切なのかということが判断基準なのではないかと思えます。
- 横野部会長： 市政報告会で、政務活動費として認めるか認めないのかがポイントとなります。認めるとなると、何を認めるのかという話になるんですね。市政報告会をやっても、一切、支出を認めないというのが公明党さんの意見です。他の皆さんは、会場費はいいだろうというところと、お茶もいいんじゃないかという意見もあります。そのあたりを、皆さんの意見を一通り聞いた中で、最終的にどう判断するか、結論じゃないけども、拳手を願って確認させていただきたいと思えます。そこで、方向性を見極めたいと思えますがいかがでしょうか。
- 参加委員： はい。いいです。
- 横野部会長： よろしいですか。市政報告会で政務活動費を使うことを認める方の拳手をお願いします。松尾さん以外は、皆さん認めるということですね。その認めるという中で、会場費を認めるということに賛成の方は拳手をお願いします。松尾さん以外は、皆さん会場費は認めるということですね。次、湯茶の問題で、お菓子は認めない、誰もが認めないでよろしいですね。お茶はどうしますかについて、お茶は実費で認めるという方の拳手をお願いします。4名ですね。全く認めないという方の拳手をお願いします。はいわかりました。人数配分からいけば、お茶は認めないという方向になりますね。今の賛否の人数を、あり方検討会へ数字として出しますので、それでよろしいですか。
- 参加委員： はい。

江西委員： 最後、もう1回発言させてください。会場でお茶はだめということであれば、私も従います。事務費でお茶が買えるだとか、公聴費でもお茶が買えるだとかいうことであれば、大島委員の言うように、人間は悪いことをするものだということであれば、本来自分の懐から出すと言っていますが、事務費で大量に購入しておいて、お茶を会場に持っていったことがあるかどうか、そういったことをしっかりチェックできるのか、今後、二重三重のチェックが必要で、市政報告会でお茶が出た場合、その出所は、個人がしっかり出していることを表明しなかったら、別の経費を回しているだけとなってしまいます。清廉潔白を謳っているだけではだめだと思います。しっかり考えていただきたいと思います。

大島委員： 議員の倫理の問題でございます。それだけは言っておきます。

松尾委員： 公聴費としてのお茶の話が今出たので、お話ししたいと思います。私どもももてなすという意味で、市政相談に来られた方に対して、お茶を出して、コーヒーを出してということをやってきました。政務活動に精通している弁護士に、何年かに1回ずつ見てもらっているのですが、どこまでが政務活動なのか、自分達も飲んでいるでしょうというのがあって、それから止めたんです。お茶だとかは、政務活動費で出すべきではないという方向で、話をしようと思います。全てのお茶関係は、判断できないので、出すべきではないと考えます。

江西委員： そうすべきだと思います。

横野部会長： あと、看板代を出すことについて賛成の方の挙手をお願いします。はい。看板代は必要ないとする方の挙手をお願いします。はい。いまの段階では、看板代も認めないという方向で、人数だけ上に上げます。最終判断は、上のほうでもらいます。作業部会とすれば、多数決でいくというのは、あまりこうだとか、だめだとかは言いづらいと思いますが、今回は、そういう形でよろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： いいですか。たいへん申し訳ないですが、そういう形でよろしく願いいたします。ひとつ確認したいのは、公聴会という捉え方ですが、市政報告と公聴会との見極めがなかなかつかないと思います。例えば、市政報告公聴会という名目で、中の規則を変えていけばいいと思うのですが、これは提案です。公聴会なら出せる、報告会なら出せない、結果的に市民と対話のあるのは、市政報告兼公聴会なんですよ。今、市政報告会と公聴会に分けていることに、私は違和感を持っています。そのへんはどんなもんですか。

村石委員： 広報広聴費でまとめたほうが良いと思います。大津市議会が、広報広聴費でまとめて大きい項目を作っています。

横野部会長： 皆さんどうですか。

鋪田委員： 他の市議会でもまとめているところがほとんどなので、自民党として、一緒にいいのかなと思います。

横野部会長： 広報公聴会に変えるということで、皆さん合意でよろしいですか。条例改正を伴う問題だし、広報公聴会にすると、いまの支出を認めないとした項目について、公聴会という名目であっても認めない方向で、よろしいですね。

参加委員： はい。

横野部会長： そのへんの確認をしたかったのです。広報公聴会に変えて、広報広聴費で支出できないものを制御することでよろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： 報告会、公聴会の報告書を出して、認められたら支払いにもっていくわけですが、会場費を認めた場合に、報告書の中身は協議して別に決めないといけないと思います。どんな意見が出たのか、アンケートを取るという意見もありましたが、報告書の中身で第三者委員会が判断するわけですから、最終報告書を出すということでよろしいですか。添付する写真であれば、後ろから撮れば顔は見えないので、顔が映ったと肖像権の侵害ということもないですし、それを義務付けるかどうか決めていかなければならないんですね。会場費の支出に、写真の添付の必要性はありますか。

村石委員： 基本的には、参加している人の後ろから議員がしゃべっているところを撮った写真は必要だと思います。そのときに看板もあるべきだと思います。他の議会でも、風景写真を添付することを義務付けられています。

横野部会長： 写真の添付を義務付けますか。作業部会で決めていきたいのですが。どうですか。費用までとなると、パソコンでプリントできますし、そうかかるものではないと思います。報告書に写真の添付を義務付けるでよろしいですか。

参加委員： はい。

尾上委員： 先ほどから、会場費の問題で同一会場でもOKという会派と、同一会場だったらだめだという会派があったと思うんですが、市政報告会と懇親会が同一会場、同一日にやっても良いというところと、だめだというところがあって、そこも結論付けておいたほうがいいと思います。

横野部会長： 皆さんの意見であったのですが、同一日同一会場は認めない、同一日別室も認めない、全く会場を変えてもらう、そうしないと案内文書を別けて書いてもだめです。対象者が変わるということについては、別問題となります。同一日にやってもいいんですが、AホテルとBホテルに別けてもらうということです。Aホテルの3階と4階でやるという、別室はだめということです。そのへん明確に、違う場所ということで、よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： その件に関しては、そういう理解でお願いいたします。たいへん申し訳ございません。時間も長くなりましたので、10分間休憩をさせていただいて、10時55分からまた開催したいと思います。よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： それでは、暫時休憩します。(10時45分)

(10時55分)

横野部会長： 再開します。引き続き、会議を始めたいと思います。

高田委員： 市政報告会に、県議会議員や国会議員を招待したら絶対認めないということですが、県議会議員と一緒にやるということも認めないとするのか、皆さんに聞きたいのですが。

村石委員： 私も県議会議員の方と一緒に、市政報告会をやったことがあります。市政報告と県政報告を一緒にやって、1/2に按分しました。今、考えると、県議会議員は政党活動として重さがあるということを見ると、一緒にしないほうがいいのではないかと考えます。

高田委員： 私達もそう思うので、止めたほうがよいと思います。

吉田委員： 私も県議会議員と一緒にやる場合もあります。1/2に按分しています。国会議員はだめでしょう。県政と市政は密接ですから、あってもいいのかなと思います。

松尾委員： 明らかな政党活動なので、明らかにだめです。

大島委員： どんどんやるべきなんです。支出はしない、認めないという解釈でよろしいでしょうか。

横野部会長： 皆さん、ご意見としてどうですか。市政報告会、市政公聴会で市のことをやるのに、県議会議員が同席してやっても、党の県議会議員だから、党の報告会になって、政務活動では党のやる報告会は認めないことになっています。会場費も一切認めないというご意見になります。

江西委員： バランス感覚的には、それでいいと思います。同じ政党だから、政党活動になるかもしれませんが、違う政党の議員を呼んだら問題は起きないわけですよ。

金井委員： 江西委員の懇親会に行って意見を言うのはいいとして、市政報告会に行くということはたぶんないと思います。そういうときは、会場費は支払われないでいいと思います。

横野部会長： 国会議員や県議会議員を呼んでやるものについては、会場費の支出は認めない、按分もしないということによろしいですね。市政報告会で来賓と言わ

れると、入っただけでだめだとなります。後援会の会合だと政務活動でないわけですから、どれだけ呼ばれてもいいという理解でよろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： 市政報告会で来賓を呼んでやるということは、有り得ない、公聴会でも有り得ない、支出はしないということでよろしいですね。

参加委員： はい。

横野部会長： 次に、視察、陳情活動等における旅費支給基準および政務活動を証する書類等の考え方ですが、6ページに該当する部分です。お手元の資料に各会派の提案が書いてありますので、事前に意見をまとめておられると思いますので、それぞれの会派からご意見をいただくことでよろしいでしょうか。

鋪田委員： 自民党はここに書いたとおりで、宿泊費の上限の捉え方で、朝食代、夕食代を含めるというようにしました。グリーン料金については、直接なくても成立することなので、省いてもいいのかなと思います。観光についての考え方は、しっかり明記しておいたほうがいいと思います。ガソリン代についてはだめだと言っているわけではなくて、会派の中で一覧表で、どこそこへ行きましたというのしかなかったの、日報的なものしかなかったの、政務活動として認めていくのであれば、報告書は最低限必要になってくるのではないかと思います。研修会に関してですが、政党が行う研修会、議員個人の資質を高めるような研修会について認めないと書きました。市内で宿泊の研修会で支出をされていたケースがあって、今のところ解釈のしようがないのですが、県内や市内の宿泊費が含まれていたり、懇親会の費用が含まれていたりするのではないかと、その疑念を取るための証拠書類の提示も必要になってくるのかなと思います。

高田委員： 補足してよろしいでしょうか。県外視察の日当3000円の廃止につきましては、皆さん反対多数であれば反対してもいいかなと思っています。海外視察ですが、グローバル化になっている中で富山市も先進的なことを学ぶということで、積極的に海外視察に行ってもいいのではと思います。先に申し添えておきたいと思います。

村石委員： 34をご覧ください。視察事実が認められない旅費、宿泊費等の架空請求があったという事例があったので、改善案として、宿泊を伴う行政視察を行うときは、30日前に派遣承認要求書を議長に提出して、宿泊費については事前に支払い、領収書を支出伝票に添付することということで、交通費については可能な限り領収書を添付すること、活動報告書については30日以内に議長に提出しなければならないというように書いてあります。自民党さんから、海外視察を認めると言っておられますが、社民党は不適切な支出として海外支出は認めないとしております。市議会ですので、充分国内を手本に視察をする、また海外の事情に詳しい学者さんとか呼んで勉強会をすれば済むことであると考えます。日当の3000円についてですが、社民党の場合は視察に行くときに、旅費は事前に旅行会社へ払ってしまうんです。その旅費

というのは、ホテルは基本的に一泊朝食付きだけです。夕食は、14800円以内であってもそれは自分で払うということになります。従って、この3000円は夕食費等に使って、政務活動として有効に使うという考え方です。今の時点では、日当の3000円は必要であると思っています。けっして、宿泊費に夕食費は入れていません。ただ、旅館とかもありまして、旅館の場合は一泊二食付きです。そういう場合はやむを得ず夕食も含めて、宿泊費として事前に旅行会社へ支出した上で、視察へ行っています。以上です。

松尾委員： 宿泊費等に関しましては、社民さんの言われたとおりです。食費については廃止すべきですが、日当も廃止の方向で考えています。ただ、日当の意味合いを皆さんわかっているのかなと、視察に行ったとき間に合わないとかでタクシーに乗ったりするんです。その支出を政務活動費で請求しにくいので、日当からタクシーに使ったりとか、あと、おみやげに使ったりとしています。皆さんが議論したことに従うという方向で考えていますが、ちょっと気になったもので言いました。ガソリン代はあいまいで、どこまでが政務活動なのか、県外に相乗りで行ったら、そっちのほうが安くつくとかいう場合は可能とは思いますが、県外は認めてもいいかなと思いますが、県内は認められないと、支出をするべきではないと主張します。

大島委員： おみやげは、相手に持っていくものですか。日当等に関しては、決まったことで結構です。社民党さんのほうから30日以内に提出とあるのですが、急に先進地に視察に行きたくなったという場合、フローチャートによりますと、第三者機関が事前審査というのが提案されております。その事前審査を待って行く余裕があるのかということがちょっと心配です。

金井委員： 判断基準であいまいなこと、日当3000円は明確に用途が固定されないというか、この面については一切止めたほうが良いと考えます。何年か後に、議論を積み上げて必要だということになれば、現時点は厳しい判断が必要だと思っています。日当3000円は廃止です。

上野委員： 私どもは、グリーン車の支出は認めない、領収書の添付を明確にしていくこと、支払証明書ではどれだけ使われたのか不確かであること、日当に関しては廃止、第三者機関に事前審査をするときに写真添付することも明確にしていかなければならないと思います。視察事実のない事例もありましたので、報告書類を揃えることが重要だと思います。以上です。

江西委員： ガソリン代については、証明できるものがあればよいと、日当についても3000円は民間から比べても決して高くはないと思うので、雑多なものに使ったりとかで問題ないと思います。30日前までの承認というの、ぱっと思い浮かんで行こうという活動を阻害するような内容になると思いますので、事後の報告をしっかりとするという対応すべきではないかと考えております。以上です。

吉田委員： 共産党は、県外視察の日当は廃止、海外視察は廃止とします。過去の例で、自民党から台湾へ視察、富山市政と関係があるのかと思います。カンボジアへ8人とかありますけど、非常にあいまいです。とりあえず、以上です。

尾上委員： 日当の金額については検討すればいいと思いますが、日当は必要だと思えます。県外への視察で、ガソリン代の支給はあってもいいと思えます。1 kmあたり37円というのは妥当なのか検討しなければならないと考えております。宿泊費の上限が14800円ですが、宿泊費に何が含まれているか明確にすべきであって、宿泊に朝食は含めてもいいと思えますが、夕食は飲んだりすることもあるので、含めるべきではないと考えます。それは日当を使ってという考えです。事前審査というものについて、急に行きたいときにどういう対応をすればいいかというルールも決めておけばいいと思えます。

村石委員： 要請、陳情活動における問題で、市の行政課題に直接関係するものであって、国、県その他の公共団体ということで、事前に議長の承認を得て行くと、報告書も30日以内を書くということで、不適切な支出ここが大事なので、政党や議員個人に対する要望、陳情活動に係る経費は不適切としたほうが良いと思えます。私も行ったのですが、議員を通じて官僚の人と意見交換をする、これはいいんです。ただ議員にだけ言うのは要望するのは不適切な支出としたほうが良いと思えます。

尾上委員： 海外視察は認めないということでよいと思えます。政務か観光かわからないので。

横野部会長： 他にご意見はありますか。今回、スピーディーに進めたいので、拳手でとなると決定したかのようになりますが。宿泊費の上限14800円というのがありますが、ただし実費支給でいくことでよろしいですか。

鋪田委員： 上限ということなので、実費となるはずで。夕食代は除くけど、14800円には食事が含まれているということで。

尾上委員： 温泉旅館はだめなんですか。

横野部会長： 夕食を取るか取らないかということだと思えますが、夕食は認めないとしていきますか。

村石委員： 含まないで運用してきました。ホテルでは夕食はと聞かれたことはありません。

鋪田委員： 旅館に泊まるケースがあります。夕食代を含まないと明記することが大切です。

松尾委員： 旅館の場合、夕食代を含むパックになっているのですか。

横野部会長： 同じホテルで食べたら、14800円までいいのか。市の旅費規程では夕食を含むとなっています。ここでは、政務活動費に含むのかの判断になります。

- 江西委員： 超えたら、自己負担ですよ。
- 金井委員： 夕食を含まないとなると、金額を下げますか。
- 鋪田委員： 東京で、14800円で泊まれるホテルはないですよ。
- 尾上委員： 私も安いと思います。
- 上野委員： 地域で上限金額を見直すのですか。
- 横野部会長： 上限14800円です。
- 村石委員： これまでも政務活動費で決まっていた。
- 上野委員： ホテルの上限で妥当だと思います。
- 横野部会長： 14800円を上限とします。夕食はなしとします。グリーン車は認めないとして。日当はどうしますか。3000円程度は認めてよいという方は拳手願います。全く認めない方は3人ですね。日当を使用する中身の問題です。日当で手土産を買った場合、渡すところを写真に撮るのは無理ですよ。
- 松尾委員： 日当でタクシー代は、問題ないと思います。もともとタクシー代は政務活動費として出るんです。
- 横野部会長： タクシー代ですが、JRで行くよりタクシーに4人ずつ乗ったほうが安かったというの也有ります。タクシーが妥当か、理由をみて判断基準から、判断するとになります。
- 村石委員： 駅から視察する所までのみで、他は請求できません。
- 吉田委員： 県内視察に16人という事例がありましたが、本当なんですか。
- 横野部会長： 大勢の場合もあります。タクシー使ってクレームがついたとかで、第三者委員会で認められないとしたら、自己負担となります。
- 吉田委員： 他の会派は多くて4人ですよ。人数制限はするべきでは。
- 横野部会長： 目的と内容の問題です。将来的には考えていきます。
- 松尾委員： 人数が問題ではありません。視察は、個々で勉強するという部分がありますので。代表者が行って、帰ってからみんなに説明することで、経費削減するという考えは大事です。
- 横野部会長： 日当3000円は認めるで、よろしいですか。食費ではないということで、よろしいですか。ガソリン代はどうでしょうか。

- 村石委員： ガソリン代につきましては、調査内容が分かるものを添付することが必要だと思えます。政務活動で行った場合、家から県庁までならよいと思えます。
- 松尾委員： 富山県内はだめです。ルートがあいまいです。県外は別で、証明できればOKだと思えます。
- 吉田委員： 県内はだめです。県外はキロ数で出すのは問題ないと思えます。
- 江西委員： 市内でも出すべきだと思えます。希望に燃えて、活動して行こうとガソリン代を使っているわけですから。使っているのに出ないというのは、おかしいと思えます。
- 大島委員： 県内も出すべきだったのですが、不祥事がありました。今回、県外のみにしてはと思えます。
- 金井委員： 県内はだめ、県外はOKでと思えますが、公と私を分けられないとだめだと思えます。
- 横野部会長： 県内は認めない、県外は認めるでよろしいですか。1km37円で、県や市の目安に従うこととします。車の種類は関係なしとします。研修については、政党はだめとします。視察については報告書で判断することにしたいと思えます。
- 江西委員： グリーン車はだめだと思えます。差額を払えば乗れますか。
- 鋪田委員： グリーンしか取れない場合もありますから、いいと思えます。
- 横野部会長： 海外視察はどうしますか。
- 成田委員： 私は海外視察によく行きました。目的が重要です。第三者機関で事前審査をして判断していくわけで、廃止はおかしいと思えます。富山市が日本初で行っている事業もあり、海外を参考にすることもあります。
- 村石委員： 市議会議員として、直結しているのですか。社民は、全国連合会を党が企画し、デンマークなどへ自己負担で行きます。市民目線で、国内の状況を行政に活かしていくべきです。
- 江西委員： インターネットで海外情報を得ることができます。でも、海外へ行く行かないは、あえて禁止しなくてもいいと思えます。
- 松尾委員： 世界の富山というプログラム化を考えると、海外は無駄ではないと思えます、最初からだめありきというのはどうかと思えます。第三者機関で判断できるわけですから。
- 吉田委員： 本当に必要なら、第三者委員会で判断すればと思えます。観光旅行になりかねない視察は、政務活動として認められません。

成田委員： 海外視察が富山市のために、ふさわしいかどうか、事前審査するという
ことで、道は残しておくべきだと思います。

大島委員： 個人的には、海外を閉ざされるのはどうかと思います。どのくらいの効果
があったのか、海外へ行った方の報告書を見てからということではだめです
か。

横野部会長： それでは挙手でお願いしたいと思います。海外視察は廃止という方の挙手
をお願いします。4名ですね。では海外視察を認めるという方の挙手をお願
いします。7人ですね。あり方検討会にあげたいと思います。大島委員の言
われた、過去の海外視察報告書を見た上で判断したいと思います。視察報告
書は、全員が書いて出すこととします。民政さんは、全員がと記載されてい
ます。

参加委員： 異議なし。

松尾委員： 研修も含めてですね。

横野部会長： 視察研修も含みます。7ページを終わったところで、休憩を入れたいと思
います。会議、意見交換会等の出席者負担金、会費等支出について、自民党
さんから、ご意見をお願いします。

鋪田委員： 37の出席者負担金ですが、支出OKとしましたが、今は認めなくてもい
いのではと考えます。主催する団体によっては、懇談するときは、酒飲みが
主となることがあると思われます。実質的な意見交換を目的とした会合に限
り、上限5000円と書きました。

村石委員： 41の政党が主催するものは認められないと考えます。

松尾委員： 政党、個人が主催する、研修会、後援会は認められないと考えます。

大島委員： 特にありません。

金井委員： 廃止すべきだと思います。いろいろ呼ばれたりしていますが、全て自己負
担です。

上野委員： 飲食を明確にして、懇談会はだめだと思います。廃止すべきだと思います。

江西委員： 政務活動に何で使えるのかと思います。

吉田委員： 年会費などは、不鮮明です。議員連盟に会費を1万円払いましたが、37
00円戻ってきたことがあります。戻ってきたものをどうするか、ここも整
理する必要があると思います。

尾上委員： 過去にもあいまいな事例がありました。政務活動に寄与するしないにかか
わらず、不適切な支出は具体的に明確にしておく必要があります。廃止すべ

きだと思えます。

横野部会長： 皆さんのご意見を聞いた中で、出席者負担金、会費等は一切認めないでよろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： この後、8ページ以降がありますので、13時10分から15時を目途に、皆さんの意見を聞いていきたいと思えます。何とか、今日、最後までやりたいと思えます。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： 13時10分まで、一時中断します。(12時00分)

(13時10分)

横野部会長： 引き続き、再開します。8ページの広報費等からです。簡略にいききたいと思えます。挙手のときの人数は、後ほど言えます。それでは、各会派からご意見を願えます。

鋪田委員： 44と46は記載通りです。発行主体が誰であるか、顔写真ではなく記載内容を見て、文脈文面で按分を適用するべきだと思えます。配布に関する人件費、郵便、アルバイト賃金を削除して、人件費に集約するべきだと思えます。

村石委員： 42の広報誌の印刷に多額な事例がありました。作ったものがどのように配布されたのかが問題で、大津市議会では個人の広報誌は認めていません。アルバイト賃金も3親等以内はだめにしています。

松尾委員： あいまいな部分が多いです。広報誌を見れば、政務活動はここですね、これだけの支出は認めましょうという判断はできると考えています。按分ということで支払いはいいのかなと思えます。郵送代、アルバイト代もそうです。

大島委員： 自民党案に賛成です。以上です。

金井委員： 自民案に同じで、広報費の使い方を決めて、はっきりとしていくことだと思えます。

上野委員： 会派光としては、1/2を上限とするところで、上限金額を考えてみては思えます。社会通念上、適切な金額を検討していくべきだと思えます。

江西委員： 会派と個人の問題がピンとこないです。高額なものは事前に申請するという必要があると思えます。1/2にするという按分ですが、残りの1/2は誰なのか、自分が払うということですか。按分比は不要だと思えます。

吉田委員： 43の広報費、公聴費は、会派が行うから、会派および議員個人が行うと

いう扱いにしたいと思います。私の場合は、年4回の議会ごとに、6万枚印刷し、単価24～30円くらいです。こういう広報誌はあってもいいんじゃないかと思います。社会通念上、適切な広報の費用ということから、カラーコピーを何万枚もするのはだめだと思います。

尾上委員： 自民党案に賛成です。所属政党への支払いも不可にしたらどうかと思います。

横野部会長： 広報費の費用負担について、政党色の強いものは、どうしても按分という考えが出てきます。混在した場合を鑑みて、兵庫県議会は1/2とみなすとしています。私的なものが更に混在する場合は1/4とするとなっています。このことについて、事務局から説明していただきます。

後藤次長： 兵庫県では、これまでの裁判例を基に、指針として採用されているとご理解ください。まず活動全体を見渡して、経費の中で政務活動ではないと分かるものがあれば除外します。残った部分について、政務活動なのか、政党活動、後援会活動、選挙活動なのか、それらが混在して明確な区分がない場合、その部分を按分率の分母とし、決め事として、按分率を1/2と考えます。そこに私的活動が混ざる場合は、全国の自治体では、個人事務所の経費を認める議会もあり、政務、政治（政党、選挙）、私的な部分に分けて残りに適用しています。この場合、私的な部分は全体の半分と考えて、残りの部分は、政務活動1/2、その他の議員活動1/2として、結果的に政務活動費が充当できるのは全体の1/4と考えます。したがって、分母のところをどう考えるかという議論にも及んでまいります。按分率の考え方のところだけを申し上げましたので、ご理解ください。政務活動の部分はどう考えるかは、皆様でご議論ください。

横野部会長： 私的活動など見極めの判断がつきにくく、按分率の不鮮明さがあります。中身が政務活動だけなら100%に、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的活動が混在したら、今のところは1/2でというのが自民党さんの考えです。

尾上委員： 第三者委員会にチェックしてもらってだめだとなったら、印刷してしまって自腹になったら困ったなとか、1/2認めてくれるのなら作ろうと思ったのに、だめなら止めようかなとかになります。

横野部会長： 素案ができたところで、配布する前に審査してもらうことが必要で、政務活動だけなので、全額出してもらえないかと申請するというような考え方はどんなものでしょうか。議員なり会派が、これなら問題ないだろうというような判断をしてもらわないと困るなと思います。このことを念頭において、混在しているので1/2にするかというような考え方はどうでしょうか。

松尾委員： 法的に政務活動以外のものは、支出したらだめなんですよね。市政報告会に戻りますけど、それを政務活動費で支出しようとしていること自体が、そもそも間違いであります。広報誌については、現物がちゃんとあるものですから、しっかり判断ができるんですよ。それを基に按分をすればよいと思い

ます。今、1/2に決めましょうということなんですか。決めたら、どんな内容でも全部1/2なんですかという話になります。法的に政務活動でないものを使ったらだめなんで、そこで間違いが起きてくるのだと思います。

村石委員： 基本的には松尾委員と同じです。議員個人も会派も、政務活動費として使える記事の内容にして作っていくことが、大原則だと思います。作った結果、話し合っただけこの部分は混在しているから、按分しようということではない、いけないと思います。按分の仕方でも1/2がいいのか、全体に対する政務活動にあたらぬ面積でいくのかという問題はあります。

江西委員： 政務活動とは何なのか、議論していてもよく分からないので、確固たる基準を、松尾委員に教えていただきたいと思います。

松尾委員： 政務活動とはと、いろいろ書いてありますけれども、政党活動、後援会活動、私的な活動は認められませんよということです。認められないことは、明確に記載されています。要は、その記載に従ってやっていくべきだということです。

江西委員： 国会議員が出てきたら、これは政党活動になるとかありましたが、年金法について語っている場合は政党活動でもなんでもないわけですよ。市も県も国も、垣根がなくて同じ考えを持っている人がいるわけで、それじゃ学者だったら問題ないのかとか、上位の議員が出てきたら必ずしも政党活動になるとは限らないと思います。やはり、政務活動とは何か分からないので、しっかり自信を持って市政報告を出せというのは理解できないです。

村石委員： 政務活動とは、どういうものかと問われたので、判例の中にあるものを言います。会報誌は政務活動費で使われるか、使われないかで争われた判例ですが、会報誌には顔写真と名前の記載があり、実質的に会派の活動報告を通して9名の議員の調査研究活動、議会活動の報告およびPRに資するものであることが認められ、支出は違法とは言えないとしたとあります。だから、議員として調査した、研究した、活動した、議会質問をした、どこそこへ視察へ行った等、議員として通常やっている行動を載せるのは、政務活動、広報活動にあたるという解釈をすればいいと思います。

松尾委員： 広報誌に関しては、他都市では当たり前のように按分しています。そういう疑いのある支出については、按分という方向でいきたいと思います。

江西委員： 広報には、政務活動費を使うべきではないと主張されているのですか。

後藤次長： 今後、第三者機関や事務局としても審査させていただきますが、疑問な点というか確認させていただきたいことがあります。広報誌の紙面を作る段階で、市政報告の部分と、明らかに政党、選挙に関わる部分だと分かるところから、それは除外すればいいと思います。そこに書き込んだものが、例えば自民党さんであれば、自民党の政策に一致し、かつ市政の方向にも一致し、議員さんが個人的に取り組んでおられることにも一致し、ひとつの活動の中に、政務活動、政党活動、議員個人の活動、いろいろな要素が入ってい

るといふ部分があります。ひとつの活動の中に、いろいろな要素があつて、明確に線で区切れるかどうか分からないということ、松尾委員さんはおっしゃっておられると思うんですが、どうなんでしょうか。

松尾委員： これは、明らかに政党ですねというのを除外すべきことだと言っています。重なる部分は、明らかではないので、除外する必要がないのではと思います。除外というのは、按分するということです。

吉田委員： 議会活動で、明らかにというのは選挙だとか、選挙の結果を書くということであれば、明らかに政党活動となりますから、省きます。政務活動の部分と、紙面の面積で按分すればいいと思います。

村石委員： 松尾委員は、按分している市議会が多いと言われますが、大津市議会や会津若松市議会は按分はしていません。あくまで、政務活動をしていたことを載せるのが、広報誌であるという考え方であり、ただ、富山市議会は慣れていないので、政党活動に出る場合もあるので、そういう場合は面積で按分にしたいほうがいいと思います。

高田委員： 市政報告会と一緒に感じですか。広報にしても、ここは、出すという方向に決めて、会派でないとだめなのか、個人で出してもいいから按分するのか、そういう議論になってきていると思うんですが、まず出すというのはどうですか。

吉田委員： 市政報告、広報は、会派として認めてよいと思います。基本は個ですからね。個人が1/2というのは、合理性がないと思います。

後藤次長： 1/2の根拠は、政務活動の部分があるから1/2、残りは、政党活動か、後援会活動か、選挙活動かの混在している可能性があるから、そこは1/2ですよということ。個人だからというわけではありません。

横野部会長： いわゆる分母という分野で、政務、政党、選挙、後援会、私的な場合、5つありますのでそれぞれ判断して支出することになります。そういうことをやっていたら、第三者委員会の方が、その判断が非常に難しいから、そうではなくて政務活動の部分が半分以上あれば、1/2という解釈で適用するという考えです。全部、政務活動だったら100%認めるかとなると、支出を認めるのかということと、その判断材料をどうするのかということが、最後そこが問題となると思います。では皆さん、支出を認めることについては、よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： 了解しました。あとは、按分率をどうするかということになりますが。

金井委員： 1行でも書いてあれば、1/2に、書いてなければ100%出すことと考えています。面積ではないと思います。

横野部会長： 富山市議会でこういう問題が出たので私は反対した、賛成した、それに対してこんな趣旨だった、党本部のこういう意見があったと、1行書いただけで、1/2になるかということです。政策の中で、自分はこう思っていると書いた資料で、1行だけ党本部と書いただけでとなると、私はちょっとどうかかなと思ったりします。

吉田委員： 市政に関する問題で、議員個人がという部分と政党がという部分があっていいと思います。絶対に出るものだと思います。

横野部会長： 1/2をどうするか、また丸々支給という考えもあり得ます。そのへんをどうするかになります。

鋪田委員： 兵庫県議会では、按分率の上限を1/2にしています。明確に政務活動の領域が半分以上あれば全部、支出を認めるとなっています。会派が出すものが100%で、個人が出すものは1/2という見解がありますが、会派で出すのも1/2なのか、個人で出すのも全額認めるのか、そのへんを整理しないといけないと思います。

横野部会長： 吉田委員が言われた、個人で出すものは全部認めたらどうかというのは、そのあたりどうでしょうか。

吉田委員： 紙面の中に、会派が出すけども、個人版の部分があってもいいと思います。

横野部会長： 1人会派は全部となってしまいますので、会派よりは個人という考え方もあります。会派のものは認めて、個人だと1/2となる今までのスタイルはどうなのか。オール1/2という案も。

吉田委員： 会派として出すけれども、個人特集の部分があってもいいと言っているんです。

高田委員： 個人特集があってもいいと思いますが、政党活動なのか判断が難しいので、全部ではなく1/2で按分ではと思います。

横野部会長： 素案として上へ上げますけど、オール1/2か、全部と1/2かでご意見を。議員が責任を持つということを前提にして、政務活動だと判断してもらわなければなりません。

村石委員： 不正があったのは、会派のチェック機能が果たされていなかったからです。会派がしっかり認めて、会派として出すということが基本だと思います。ただ、紙面の内容まで深くは入れないので、会派や個人の政務活動の内容が記載されていれば、100%政務活動とみています。都合が悪ければ、按分するかということになると思います。基本は、政務活動していたことを市民に知らせることだと思います。

後藤次長： 紙面作りの要素として、市政報告がメインなのに、政党、選挙のことなど、

混在している紙面に対して、市政報告かの審査でどう考えればいいでしょうか。いろいろ混在している紙面にということですね。そこに、どのように費用を充当するのか、全部充当か、按分充当かという考え方でしょうか。

横野部会長： 中に政党のことがあったら該当しないという話なら、混在した場合でも。

後藤次長： 明らかに紙面作りで、その枠の部分はもともと書かないということでしょうか。それは難しいですか。

横野部会長： 言いたいのは、中に政務活動以外の活動で、政務活動費を支給してはならないものが大勢を占めたり、ひとつ占めたらだめだということをなくすために、1/2按分という話をしているので、1行入っていても1/2でいいんじゃないのと考えます。書いてあったら絶対だめでいくのであれば、全部だめということになります。

吉田委員： 政党の主張をしたらいかんと、認めないとなってしまいますね。市政の基本問題で、市議団とのやり取りも一切認めないとすると、クエスチョンです。

後藤次長： 共産党さんの党としての主張でもあるでしょうが、富山市議会・共産党会派の政策という位置づけとも考えられます。

吉田委員： 市政ということですが。憲法改正とかの囲みがあればいかんと思いますが、そんなことは書きませんよ。市政に関して、議員個人の思いを入れなければいけないと思います。

松尾委員： 勘違いされたら困るんですが、書いたらだめとは言っていないです。いろんな主張だとか出てくると思いますので、紙面を見た上で按分するということを行っているわけです。

尾上委員： 私は政党に所属していないから、敢えて政党の主義主張を書かなくてもいいのと思います。書くからこんな問題が起きるので、書かなければいいんです。

大島委員： 共産党公認候補、自民党公認候補、公明党候補の方が、そういうことを書かないで紙面を作ることはないとおかすのないご飯みたいなものだと思います。いろいろな要素が活動の中に含まれるので、区分をすることが難しいと思います。広報誌の発行配布の費用については、裁判では按分の考えが取られているということですから、按分の見解については裁判で分かれるものだから、議会において取らないところもあるということです。今回は、按分率が半分なら半分でスタートしたほうがいいと思います。

江西委員： その按分というのは、会派だけなのか、会派と個人なのか、どうなんですか。

大島委員： 両方です。

江西委員： だとすると、一番大きい会派が自民党会派ですが、16人いると自分の意見がほとんど載らないとかの問題も出てくると思います。小さいところは、厳しいけども、自分の意見が多く載ります。その整理もつく話なのかどうか、いかがでしょうか。

松尾委員： 会派として出しますけど、個人的に出すわけですから、自分の言いたいことを会派の代表として、個人でそれぞれ出します。

江西委員： 個人として発行するのですか。個人が企画してやる会派便りということですか。個人が出すものを会派が認めれば、会派のとなるとすると、二人で出したら半分になるわけですか。

金井委員： 先ほど、1行と言いましたが、市政報告の最後の1行だけ書きたいときがあるんですよ。そのときに、お知らせしたいという機会を逃したらいけないので、面積は関係ないと言いました。

吉田委員： 市政に関わるものは出してもいいのではと思います。100%出すべきです。

松尾委員： 法的に政務活動以外のものは、支出したらだめなんです。

横野部会長： 作業部会の結論で、1/2でよろしいですか。

鋪田委員： 会派として100%を主張します。会派として、工夫すれば出せると思います。

横野部会長： 非常に判断はつらいですね。100%出せる場合を残しておきます。政務活動として作ったんだということであれば。そうでなければ按分率で、1/2か、1/4かの判断を第三者委員会ができるかどうかというのもひとつの判断となります。そのへん、どうですか。

大島委員： 第三者委員会に異議申し立てをするとか、会派同士であの程度で認められたとかで泥仕合になったりとかならないようにしなければなりません。中身まで踏み込んでというのは避けていただきたいと思います。

横野部会長： 最終的には、市民目線で情報公開していかなければなりません。市民目線で意見が出てくると思います。自信持って100%だと申請を上げる、1/2に相当するとして申請を上げるというやり方で、いけますか。どうでしょうか。

村石委員： 100%が担保されていればいいです。

横野部会長： 100%を担保した上で、内容によっては1/2ということで、よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： 市政報告の単価の問題ですが、コピーにするか印刷にするか、標準単価を基に判断したらどうですか。相見積を取ればという意見もありますが、どうでしょうか。

吉田委員： 共産党は、カラーコピーは50枚までと決めていて、何万枚となると印刷にしています。社会通念上、方法と費用はあいまいだと思います。

横野部会長： 部数が多いと単価が安くなりますが、部数については制限は、難しいと思われる。

高田委員： 第三者委員会で基準の一覧表を持っていて、判断していけばどうですか。

後藤次長： 市のほうでは、文房具などについて、単価契約の見積りを複数の業者からいただいて、最低価格の業者さんと1年契約しています。単価見積りの前提となるのが、紙厚など仕様がはっきりしていることが条件ですが、各党派さんごとに、紙質やデザインがまちまちです。技術的に問題がありますが、いろいろなバリエーションごとの基準を作ったという方法もないわけではありません。

横野部会長： 部数と単価は、起案した議員が第三者委員会用の資料を作ってはどうか。作業部会では、そのような資料を作っていただくことでよろしいですか。部数と単価については、今は決めません。いいですか。

参加委員： はい。

村石委員： 部会長の言われることでいいのですが、社会通念上妥当な実費で参考までの資料提供があればいいと言われたのですよね。印刷物の活用方法、例えば、配布地域や目的なども具体化すべきです。

横野部会長： 次に、配布手数料については、シルバー人材センターや郵送料などがあります。全部か按分かも決めておきたいと思います。それでは自民党さんのほうからお願いします。

鋪田委員： 認められるのであれば100%か、按分かの方法でいいと思います。

村石委員： 鋪田委員と同じです。

横野部会長： 他、ないですか。よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： 配布手数料については認めてもらうということで行きます。全額なのか、1/2なのかは、第三者委員会で広報誌の内容によって数字の判断が入ります。切手の取扱いは、残ったら現金に変えて返却することになります。

吉田委員： 一括払いです。そもそも切手は買わないです。

鋪田委員： 10枚以上は郵便局で別納できるので切手は不要です。1枚だけ送る用の切手はあっても、資産とらないようにしなければなりません。

大島委員： 1枚の郵送であっても、郵便局で領収書をくれると思います。

横野部会長： 切手は事前に大量に購入してというのはなくさないといけないと思います。次に、備品、パソコンの考え方はどうでしょうか。

松尾委員： リースで対応できればいいのですが、割高になります。パソコンは購入になるかと思いますが、何年で買換えか明確なものにしなければいけないと思います。

大島委員： 今までのパソコンは、何年のものが何台あるか台帳はあるのですか。

横野部会長： 辞めた議員のパソコンは戻ってきています。例えば8年ある場合、あと4年はどうするのか、個人情報もありますので、古くなったものは廃棄処分という考えもあります。

大島委員： パソコンは最も重要なものです。2～3年で買換えてもよいのではと思います。使った人のデータが残っていれば消却し廃棄する、また新人議員には新品をと考えます。

後藤次長： 財務省等の減価償却資産の耐用年数表の考え方を参考にすると、買換えは4年です。

大島委員： 2～3年ではないのですね。

横野部会長： 任期ごとに償却廃棄ということですが、高額なものですし、事務局で資料を作って提案したいと思います。新人議員は5ヶ月で廃棄とか、リースにすべきとか考えられますので。函館市議の例ですと、リースにして1年で新品に換えるとしています。

吉田委員： 先輩議員は分かりませんが、私は自分のやつを持ち込んでいます。

横野部会長： 備品の基準を、一覧を作って提案したいと思います。次の機会に協議します。事務費で、インターネット代等を上限1万円の件はどうでしょうか。

村石委員： 廃止です。広報誌は1/2となっていますので、区別つかないものは廃止と考えます。

江西委員： 私は反対ですが。

高田委員： 議員になる前から、インターネットを引いているでしょう。

横野部会長： 自分の使う電話とかもありますので、1/4もらうのは申し訳ないと思っています。妥当だと思います。通話明細を見せるとしても個人情報ですから

難しいです。ゼロにすることで考えています。この基準をなくすことでよろしいでしょうか。

参加委員： はい。

横野部会長： 資料購入費、人件費についてはどうでしょうか。

村石委員： 63に不適切な支出ということで記入しました。人件費の不適切な事例として、9月に調査した業務内容は政務活動とは疑問に思います。

鋪田委員： 自民は書いてある通りです。

松尾委員： 公明党は購入した証拠として表紙の写真を付けています。新聞代も、個人で2紙目の証拠として2紙分付けています。

大島委員： レシートにある書籍コードで購入書籍がわかると思います。データベースの利用料は、会派で1つですか、個人に1つですか。

鋪田委員： ③のデータベース利用料は、もともとある項目です。会員登録で過去のものが見れます。

後藤次長： お手元の資料で、ゴシック体の部分が各会派からの提案部分です。

金井委員： 自分のものと会派のものとの境目はどうなりますか。

上野委員： 高額な書籍は備品です。写真等は題名のわかるものにすべきです。

江西委員： 悩んでいます。議員たるもの、新聞を2紙取っていて当たり前です。ただ自宅に配られるものなので、これはいいのかなと思っています。人件費については事務員がいませんので。

吉田委員： 個人の2紙目はいらないでしょう。会派では100%認めているので、逆にそれを参考にすればいいと思います。

尾上委員： 3紙も4紙も取っている人はいるんですか。

後藤次長： 何部取っても、2紙目のみ支出可能です。

横野部会長： 書籍については、ご意見ありませんか。

村石委員： 表紙の写真を付けています。

鋪田委員： 書籍コードがレシートに書いてあるので、表紙の写真は付けていません。全国でも、実際に購入した書籍と申請とが異なることが書籍コードで判明した事例があります。

- 村石委員： 市民が見た場合、表紙の写真が分かりやすいと思います。
- 尾上委員： 写真は差し替え出来ます。レシートと領収書があればいいと思います。
- 大島委員： 領収書と共に書籍コードの番号をもらえばいいので、まずないと思います
が、もらえなければ写真を添付すればよいと思います。
- 横野部会長： 書籍の購入が、分かるものを付けることにしたいと思います。新聞の2紙
目についてはどうしますか。認めないという意見も、多くはないですが、あ
ります。議員の2紙目について支給していましたが、2紙目の証明が困難と
思われます。従来通りでよろしいですか。
- 吉田委員： 自宅は認められません。
- 松尾委員： 2紙分の領収書を添付すればよいと思います。
- 鋪田委員： 政党機関紙は支出可能な新聞と認められません。そういった判例がでまし
た。
- 吉田委員： 個人的には、会派でとる政党機関紙は認めてよいと思います。
- 横野部会長： 先ほどの議論の中でも政党活動に触れたら、政務活動費を充てないとあり
ました。政党の新聞は、政務活動費に充てないことで、よろしいですか。よ
ろしくお願いします。会派の事務員については、政党のことをやらないこと
を前提に、人件費は各会派の雇用契約に基づき充てることで、よろしいです
か。社民党さんからの指摘については、議員個人が雇う者については認めな
い、市政報告等の配布は郵送、シルバー人材センター、メール便等の業者と
し、個人に配布を依頼した場合の人件費は認めないことでよろしいですか。
- 村石委員： 会派の部屋の中において、会派が管理できる状態で勤務する補助職員はよ
い、個人の事務所で雇用する場合の人件費は認めないということですね。
- 鋪田委員： まさしく、そのとおりです。現行の運用指針の中で、事務所は会派の議員
控室であるから、議員控室の事務的経費等を対象とするとあります。
- 横野部会長： 会派控室において、会派の雇用契約に基づいて雇用する事務員の人件費に
ついては認めるということでもよろしいですね。
- 尾上委員： アルバイトはどうなりますか。
- 横野部会長： アルバイト賃金は全て認めないことで、よろしいですか。
- 参加委員： 異議なし。
- 江西委員： 古本はどうですか。古本でしか買えない本もありますが、書籍コードは出
ますか。

横野部会長： 古本はコードが出ないので、表紙を付けることになります。まとめとして、意見、赤字を入れて2ページの領収書の記載方法、事務局から年明けに出します。再度確認いただいて、固まれば上へ上げたいと思います。まとめたものを会議の前に渡すようにしたいと思います。4月までに、細かいものを作ることは可能です。次回ですが、1月10日（火）か11日（水）か12日（木）のいずれかでいかがでしょうか。それでは、1月10日（火）午前9時30分からでよろしいですか。代理OKです。

参加委員： はい。

高田委員： 大島委員の罰則規定は、どうしますか。

大島委員： 例えば、3ヶ月とか6ヶ月間、政務活動費を出さないとかです。

横野部会長： あり方検討会に上げようと思っています。作業部会で提案があったことを。

高田委員： 議会条例の件はどうですか。

横野部会長： いろいろ意見があれば、代表者会議などをお願いします。第三者委員会の設置についても、代表者会議でと検討して、4月の新しい議員で作り始めるということで、よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： これをもって、政務活動費・運用指針策定作業部会を閉会いたします。ご苦勞様でした。（15時00分）